

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正に伴う  
パブリックコメント実施結果について

平成20年1月24日  
住宅政策課

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例等（以下「条例」という。）の一部改正に伴い、鳥取県パブリックコメント実施要領に基づき、県民の皆様からの御意見等を募集しましたところ、13件の御意見や御要望が寄せられました。

お寄せいただいた御意見等やこれに対する考え方を、下記のとおり公表します。

記

1 募集期間 平成19年12月21日（金）～平成20年1月18日（金）

2 応募方法

（1） 県庁県民室、住宅政策課、各総合事務所県民局、東部・中部・西部総合事務所生活環境局に設置されている「意見募集箱」へ投函

（2） 郵便、ファクシミリ、電子メールで応募先に提出

3 応募件数 13件（賛成意見11件、反対意見1件、その他1件）

4 主な意見の概要及び県の考え方

（1）賛成意見（11件）

- ・ 条例を改正し暴力団員の入居を制限して、住みよい県営住宅にしてほしい。
- ・ 住民の安心・安全を守るため条例改正は賛成。
- ・ 暴力団員が正式な手続きを経ずに入居している可能性もある。
- ・ 県に従わない場合は警察に告発することを条例に盛り込んでどうか。

【県の考え方】

いただいた御意見を踏まえて条例を改正し、県営住宅からの暴力団員の排除を進めます。その際、暴力団員の実態確認が必要な場合や県の指示に従わない場合等については、警察と連携して適切に対応してまいります。

（2）反対意見（1件）

- ・ 公営住宅ということを利用して暴力団排除するのは反対である。民間住宅でも同様の問題があるのに、公営住宅だけ特別な対応をするのは、民間にのみ負担を強いるものだ。

【県の考え方】

このたび県営住宅から暴力団員を排除するのは、入居者の安全と平穏な生活を確保するのはもちろん、低所得者のために税金で建設した公営住宅に、違法行為で多額の収入を得ていることも多い暴力団員が低廉な家賃で入居することにより、暴力団活動で得た違法・不当な収入のより多くが暴力団に移転し、結果として、暴力団活動を助長することになるのを避けるためでもあるので、御理解をお願いします。

（3）その他（1件） 今回の条例改正とは別の問題

- ・ 入居者の中に暴力団員と間違えられるような行為をする人がいる。

5 今後の対応

当初案に沿った条例改正案を2月県議会に付議する。